

労働福祉に関する評価として、「建設業退職金共済制度の導入状況」と「退職一時金制度・企業年金制度の導入状況」をそれぞれ評価していたが、企業の実情に沿った退職金制度を導入しやすいよう評価項目を統廃合するもの。

<現 行>

<改 正>

①建設業退職金共済制度導入の有無

配点	評価	評価基準
0	－	自社未導入
1	標準	自社のみ導入済みで一次下請予定企業の中に未導入企業がいる
2	優良	自社導入済み（下請なし）か、自社及び全一次下請予定企業導入済み

- 【評価時】
- 本評価項目は入札公告日時点における入札参加者及び一次下請予定企業の導入状況を対象とし、入札参加者の自己申告で評価する。
 - 一次下請予定企業はオープンブック方式の「工事費内訳書」記載の「下請負人」とする。
- 【履行確認時】
- 当該工事入札公告日に有効な経営事項審査（決算日から1年7ヶ月有効）の評価結果を対象とする。ただし、経営事項審査時以降に導入した場合、「建設業退職金共済事業加入・履行証明書（経営事項審査申請用）」により確認するものとし、入札公告に記載の総合評価技術資料提出受付期間の初日から過去1年以内、及び総合評価技術資料提出受付期限までに証明されたものを有効とすることができる。
 - 政令で定める軽微な建設工事について建設業の許可を受けていない者と下請契約を予定する場合または経営事項審査を受けていない者と下請契約を予定する場合は、「建設業退職金共済事業加入・履行証明書（経営事項審査申請用）」により確認するものとし、入札公告に記載の総合評価技術資料提出受付期間の初日から過去1年以内、及び総合評価技術資料提出受付期限までに証明されたものを有効とする。
 - 当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、構成企業全てを対象とする。
 - 工事完了時に一次下請企業の導入状況を確認することとし、申告された評価基準の範囲から下回った場合は、工事成績評価点での減点対象とする。ただし、受注者の責によらない事由により、建設業退職金共済制度を導入していない一次下請企業と下請負契約を締結することとなったことを受注者が証明した場合には、この限りではない。（「4 評価内容の担保」参照）

②退職一時金制度・企業年金制度導入の有無

配点	評価	評価基準
0	－	自社未導入
2	優良	自社導入済み

- 対象となる制度は下記のいずれかとする。
 - ・退職一時金制度
「労働協約」または「就業規則」に退職手当に関する事項について定めがある場合中小企業退職金共済制度、特定退職金共済団体制度
 - ・企業年金制度
厚生年金基金制度、適格退職年金制度、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度
- 当該工事入札公告日に有効な経営事項審査（決算日から1年7ヶ月有効）の評価結果を対象とする。ただし、経営事項審査時以降に導入した場合、入札公告日における導入状況で評価することができる。
- 当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、構成企業全てを対象とする。

①建設業退職金共済制度や退職一時金制度等の導入の有無

配点	評価	評価基準
0	－	自社未導入
1	標準	自社のみ導入済みで一次下請予定企業の中に未導入企業がいる
2	優良	自社導入済み（下請なし）か、自社及び全一次下請予定企業導入済み

- 【評価時】
- 本評価項目は入札公告日時点における入札参加者及び一次下請予定企業の導入状況を対象とし、入札参加者の自己申告で評価する。
 - 一次下請予定企業はオープンブック方式の「工事費内訳書」記載の「下請負人」とする。
 - 対象となる制度は下記のいずれかとする。
 - ・建設業退職金共済制度
 - ・退職一時金制度
「労働協約」または「就業規則」に退職手当に関する事項について定めがある場合中小企業退職金共済制度、特定退職金共済団体制度
 - ・企業年金制度
厚生年金基金制度、適格退職年金制度、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度
 - 当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、構成企業全てを対象とする。
 - 工事完了時に一次下請企業の導入状況を確認することとし、申告された評価基準の範囲から下回った場合は、工事成績評価点での減点対象とする。ただし、受注者の責によらない事由により、各種制度を導入していない一次下請企業と下請負契約を締結せざるを得ないことを受注者が証明した場合には、この限りではない。（「4 評価内容の担保」参照）
- 【履行確認時】
- 当該工事入札公告日に有効な経営事項審査（決算日から1年7ヶ月有効）の評価結果を対象とする。ただし、経営事項審査時以降に導入した場合に限り、入札公告日における導入状況で評価することができる。
 - 各種制度の導入状況は、下記の資料により確認するものとし、入札公告に記載の総合評価技術資料提出受付期間の初日から過去1年以内、及び総合評価技術資料提出受付期限までに証明されたものを有効とする。
 - ・建設業退職金共済制度
「建設業退職金共済事業加入・履行証明書（経営事項審査申請用）」
 - ・退職一時金制度中小企業退職金共済制度
特定退職金共済団体制度、労働協約、就業規則（表紙・該当箇所）及び退職金規程
 - ・企業年金制度
厚生年金基金制度、適格退職年金制度、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度の契約書又は協定書

<改定イメージ>※評価例の一つ

	改定前	改定後
元請・下請企業の制度導入状況	元請：建退共・中退共 下請：中退共のみ加入	元請：建退共・中退共 下請：中退共のみ加入
評価点	0.364点	0.5点

※改定前は、一次下請予定企業も含め、「建設業退職金共済制度」を導入している場合に満点となるが、改定後は、一次下請予定企業が中退共や企業年金制度などを導入していれば満点となる。